

生活保護を受けている場合、製作する義肢・装具は、基本的には、「現物支給」扱いとなり、費用をご負担いただく必要はありません。手続きの流れは次の通りです。

※あくまで手続きの流れをご説明するもので、現物支給を保証するものではありません。
 ※詳しくはお住まいの市区町村役場の福祉課等にお問合わせください。

1. 福祉事務所に義肢装具の申請をする（装具を装着される本人若しくは家族）。
2. 福祉事務所が病院に給付可否意見書を依頼する。
3. 病院を受診し医師に給付可否意見書を記入してもらう。
4. 義肢装具製作所が福祉事務所に病医院から回収した給付可否意見書と共に見積書を提出する。
5. 福祉事務所が治療材料券を交付する。
6. 治療材料券到着後、義肢・装具の製作を始める。仮合わせ、適合チェックを経て、義肢・装具の納品に至る。
7. 義肢装具製作所からの請求に基づき、福祉事務所が製作費用を支払う。

